

「新派生売買システム等の稼働に伴う先物・オプション取引制度等の一部改正について」に寄せられたパブリック・コメント結果

当取引所では、新派生売買システム等の稼働に伴う先物・オプション取引制度等の一部改正について、その要綱を本年3月28日に公表し、4月27日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件（証券会社1件）のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「新派生売買システム等の稼働に伴う先物・オプション取引制度等の一部改正」のうち、「先物・オプション取引に係る立会外取引制度の整備について」では、現行の先物・オプション立会外取引の最低取引単位に関する変更が行われていないように見受けられる。しかしながら、実務上では最低取引単位未満の単位数によるクロス取引の需要がかなりあり、最低取引単位に満たない場合、立会内取引で執行せざるを得ない状況となっている。</p> <p>株式の立会外取引制度と同様、先物・オプション立会外取引制度においても最低取引単位の撤廃をしていただき、若しくは最低取引単位の引き下げをご考慮いただきたい。</p>	<p>いただきました御意見等を踏まえまして、当取引所では、立会外取引の市場整備を行い、最低数量基準（100単位）を撤廃する方向で検討を進めております。詳細は、本年11月27日付でパブリック・コメントを開始しております「現物/先物・オプションの立会外取引に係る市場整備について」を御覧ください。</p>

提出者：ゴールドマン・サックス証券株式会社

以上